

令和5年 月 日 制定（国空無機第 号）

国土交通省航空局安全部
無人航空機安全課長

無人航空機操縦者技能証明に係る行政処分に関する基準

（目的）

第1条 この基準は、国土交通大臣が航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の53第4号及び第5号並びに航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第236条の61第4項に基づく無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）の取消及び効力の停止（以下「行政処分」という。）並びに技能証明を受けた者に対する行政指導を公正かつ適正に行うことを目的とする。

（行政処分）

第2条 行政処分は、必要な調査を行った上で、無人航空機操縦士行政処分審査会（以下「審査会」という。）の審査結果に基づいて行うものとする。

（行政指導）

第3条 審査会の審査結果により行政処分の必要がないとされたものについては、必要に応じ文書警告又は口頭注意の行政指導を行うことができるものとする。

（処分の基準）

第4条

1 一般的基準

技能証明に係る行政処分及び行政指導（以下「処分等」と総称する。）の内容は、別表1「点数表」に掲げる処分事由（以下「処分事由」という。）に対応する点数を基本に、第3項を勘案して、当該処分事由についての点数を決定したうえで、別表2「処分等区分表」によって決定するものとする。

ただし、第三者の死亡、重傷又は複数の第三者の負傷の結果が生じた場合は、違反点数にかかわらず、技能証明の取消又は技能証明の効力の停止の処分を行うことができるものとする。

2 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

複数の処分事由について併せて処分等を行う場合は、各処分事由に対応する点数を合計したうえで、第3項を勘案して違反点数を決定するものとする。

3 個別事情による点数の加重又は軽減

処分事由に該当する行為について、別表3「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、点数を加重又は軽減することができるものとする。

4 過去に処分を受けている場合の取扱い

過去に処分等履歴のある者に対する処分等の内容は、第1項から第3項により今回相当とされる点数に、別表4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従って点数を加重したうえで、決定するものとする。

ただし、過去の処分等に係る処分事由となる行為が行われた日（複数の処分事由がある場合には最終のもの）が今回の処分事由となる行為が行われた日（複数の処分事由がある場合には最終のもの）から5年より前である場合は、点数の加重を行わない。

(処分等の保留)

第5条 処分事由に該当する行為について司法上の捜査、送検若しくは起訴等がなされた場合又は民事訴訟が係争中であり処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分を保留することができる。

(長期間経過している場合の取扱い)

第6条 処分事由に該当する行為が終了して2年以上経過した場合は、処分等を行わないことができる。

(複数の無人航空機の種類についての限定をする技能証明を受けている場合の取扱い)

第7条 複数の無人航空機の種類についての限定をする技能証明を受けている者に対して処分等を行う場合は、その者が受けているすべての無人航空機の種類についての限定をする技能証明について処分等を行う。

(通知)

第8条 処分等を決定したときは、処分等を受ける者の氏名、処分等の理由及び内容を、書面をもって処分等を受ける者に通知し、書面又は電磁的方法によって指定試験機関に通知するものとする。

附則（令和 年 月 日 国空無機第 号）

（施行期日）

この基準は、令和 年 月 日から施行し、施行日以降に違反行為等があった者に適用する。

別表 1

点 数 表

	処分事由	関係条文	点数
1	事故が発生した場合に危険防止措置を講じない	第157条の6、第132条の90第1項	15
2	アルコール・薬物の影響下での飛行	第157条の8、第132条の86第1項第1号	15
3	機体認証において指定された使用の条件の範囲を超えた特定飛行	第157条の9第3号、第132条の14第1項	15
4	飛行計画の変更指示に従わない飛行	第157条の10第1項第11号、第132条の88第2項	15
5	限定をされた技能証明を受けた者による限定外の種類・方法での特定飛行	第157条の9第7号、第132条の43第2項	14
6	条件付きの技能証明を受けた者による条件の範囲外での特定飛行	第157条の9第8号、第132条の44第2項	14
7	飛行禁止空域での飛行等	第157条の9第9号・第10号・第11号、第132条の85第1項・第2項・第3項	14
8	飛行前確認・衝突予防措置を行わないこと	第157条の9第12号、第132条の86第1項第2号・第3号	14
9	他人に迷惑を及ぼすような方法での公共の場所の上空での飛行	第157条の9第13号、第132条の86第1項第4号	14
10	夜間・目視外・30m未満・催し上空飛行	第157条の9第14号、第132条の86第2項第1号・第2号・第3号・第4号	14
11	危険物輸送	第157条の9第15号、第132条の86第2項第5号	14
12	物件投下	第157条の9第16号、第132条の86第2項第6号	14
13	飛行の方法について承認外での飛行	第157条の9第17号、第132条の86第3項	14

14	夜間・目視外・30m未満飛行において安全確保措置を講じないこと	第157条の9第18号、第132条の86第4項	14
15	飛行計画を通報しない特定飛行	第157条の10第1項第10号、第132条の88第1項	14
16	整備命令に違反した特定飛行	第157条の9第4号、第132条の15第1項	13
17	無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為	第157条の10第1項第12号、第134条の3第3項	12
18	機体登録を受けていない機体の供用	第157条の7第1項第1号、第132条の2	8
19	登録無人航空機の是正命令に違反した機体の供用	第157条の9第2号、第132条の9第1号	8
20	航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為を事前に通報しない又は虚偽の通報を行うこと	第161条第3号、第134条の3第2項	7
21	事故発生時の報告をしない又は虚偽の報告を行うこと	第157条の10第2項、第132条の90第2項	6
22	特定飛行を行う場合に飛行日誌を備えないこと	第157条の11第2号、第132条の89第1項	6
23	特定飛行について飛行日誌の不記載・虚偽記載	第157条の11第3号、第132条の89第2項	6
24	立入検査の拒否等	第158条第1号、第134条第1項・第2項	6
25	特定飛行時に第三者が立ち上がった場合に必要な措置を講じないこと	第157条の9第19号、第132条の87	3
26	登録記号の表示されていない登録無人航空機の供用	第157条の9第1号、第132条の5第2項	1
27	機体認証を受けずに法第132条の13第8項の表示又はこれと紛らわしい表示を付すこと	第157条の10第1項第1号、第132条の13第9項	1
28	型式認証を受けずに法第132条の19第2項の表示又はこれと紛らわしい表示を付すこと	第157条の10第1項第4号、第132条の19第2項	1

29	技能証明書不携帯での特定飛行	第 157 条の 11 第 1 号、第 132 条の 54	1
30	登録事項の変更の届出を行わない又は虚偽の届出を行うこと	第161条第4号、第132条の8第1項	1
31	登録の抹消申請を行わないこと	第161条第5号、第132条の11第1項	1
32	飛行に当たり非行又は重大な過失があったとき	第132条の53第5号	1~10

別表 2

処分等区分表

点数	処分等の内容
1～2	口頭注意
3～5	文書警告
6～8	技能証明の効力の停止 3 月
9～11	技能証明の効力の停止 6 月
12～14	技能証明の効力の停止 1 年
15～	技能証明の効力の取消

別表 3

個別事情による加減

項目	内容	加重・軽減
行為者の意識	重大な悪意又は害意に基づく行為	加重 3 点
	行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	軽減 1 ～ 3 点
行為の態様・結果	違反行為等の内容が軽微であり情状をくむべき場合	軽減 1 ～ 3 点
	第三者の負傷の結果が生じた場合	加重 1 ～ 3 点
	常習的に行っている場合	加重 3 点
是正等の対応	速やかに処分事由が生じている状態の解消を自主的に行った場合	軽減 1 ～ 3 点
	処分の対象となる事由につき自主的に申し出た場合	軽減 1 ～ 3 点
社会的影響	刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	加重 1 ～ 3 点
その他	上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

別表 4

過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分等 今回相当処分等	口頭注意又は 文書警告	技能証明の 効力停止	技能証明の 取消
口頭注意又は 文書警告	加重 2 点	加重 3 点	加重 4 点
技能証明の効力停止	加重 4 点	加重 5 点	加重 6 点
技能証明の取消	技能証明の取消		